

地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構における  
地方独立行政法人法に規定された権限の行使に関する協定書

山形県知事 齋藤 弘（以下「山形県知事」という。）と酒田市長 阿部寿一（以下「酒田市長」という。）は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第90条第1項の規定により、地方独立行政法人を設立団体が2つ以上で共同設立する場合の権限行使については、その内容等についてはその都度協議し、権限行使者については、次の表のとおりとするため協定を締結する。

項 目	権限行使者
理事長、監事の任命（法第14条第1項、第2項）	山形県知事
設立団体の長による役員解任（法第17条第1項から第3項まで）	山形県知事
業務方法書の認可（法第22条第1項）	山形県知事
中期目標の作成、指示、公表、期間の設定（法第25条第1項、第2項第1号）	山形県知事
中期計画の認可、変更命令（法第26条第1項、第4項）	山形県知事
中期目標期間の終了時の検討（法第31条第1項）	山形県知事
財務諸表の承認（法第34条第1項）	山形県知事
会計監査人の選任（法第36条）	山形県知事
会計監査人の解任（法第39条）	山形県知事
中期目標期間終了後の積立金の使途の承認（法第40条第4項）	山形県知事
限度額を超える短期借入金の承認、年度返還できない場合の借り換えの承認（法第41条第1項ただし書、第2項ただし書）	山形県知事
重要な財産の譲渡、担保に供する場合の認可（法第44条第1項）	山形県知事
役員等の営利企業等への関与の承認（法第55条）	山形県知事
法人に対する報告徴収、立入検査（法第88条）	山形県知事
法人又は役員等に対する違法行為等の是正措置の命令（法第89条第1項）	山形県知事

平成20年3月28日

山形県知事

齋藤 弘

酒田市長

阿部 寿一